

健康保険 被扶養者現況報告のお願い

健康保険法施行規則第50条により、健康保険の被扶養者について資格確認を行います。被扶養者とは「主として被保険者の収入により生計を維持しているもの」を指します。被扶養者であった方が就職したり、収入が一定の金額を越えた場合には「被扶養者」とは認められなくなります。被扶養者がおられる方には、その資格確認をするために必要な書類を期日までに提出していただくかなければなりません。

また、被扶養者でなくなった場合は、速やかに扶養から外す手続きをお願いします。

1. 資格確認の対象者・・・4月1日現在、18歳以上75歳未満の被扶養者
2. 下記の方は健康保険の扶養から外れますので「被扶養者変更届」と「健康保険・被保険者証」を提出ください。

- ・就職により他健保の保険証を取得された方（例：学生だった子供が就職）
- ・収入が130万円以上の方
- ・収入が130万円未満であるが、他健保の保険証をもっている方
- ・収入が130万円未満であるが、被保険者の年収の半分以上ある方
- ・海外に帯同している被扶養者につきましても日本同様に収入が130万円(円換算)を超えた場合には、健康保険から除外します。
 <①60歳以上、又は②障害者の方の場合>
- ・収入が180万円以上の方
- ・収入が180万未満であるが、被保険者の年収の半分以上ある方

<被扶養者変更届はキッコーマン健康保険組合ホームページよりダウンロードください>

<http://www.kikkoman-kenpo.or.jp/>

各種申請書—家族を被扶養者からははずすとき—「被扶養者変更届」

3. 被扶養者としての資格確認をするための提出書類

・・・次の(1)～(3)のいずれかの書類

- (1) 就学中の方：在学証明書（予備校も含む）及び
 アルバイトをしている方は所得証明書
- (2) 老齢・遺族・障害等の年金を受給中の方：下記①.②の両方
 ①所得証明書(または非課税証明書)と確定申告をされた方は確定申告の写し
 ②老齢・遺族・障害等の年金額改定通知書・年金振込通知書のコピー
 ……(6月初旬に自宅宛郵送された年金の支払額が記載されているもの)
- (3) 上記(1)、(2)以外の方：下記①または②のいずれか
 ①所得証明書と確定申告をされた方は確定申告の写し
 ②非課税証明書と確定申告をされた方は確定申告の写し

◎所得証明書及び非課税証明書の取得先は？

1月1日現在、住民票のある市区町村役場です。

令和元年度の所得証明または非課税証明書を請求。(平成30年收入がわかる証明書)

◎確定申告は？

営業等・農業・配当・不動産等の申告をされた方

4. 提出期限 8月26日(月)

各所属お取りまとめのうえ、被扶養者調査該当者一覧表と証明書類を健康保険組合真中宛に提出ください。

(注意1) 証明書類の右上に赤字で社員番号(又は被保険者番号)、氏名を必ず記入してください。

(注意2) 提出期限までに書類が届かない場合は、健康保険の扶養から外れることとなります。

5. 問い合わせ先 健康保険組合 真中 04-7123-5035

以上